第2回座間味村議会定例会

第1日目

6 月 1 5 日

			平	成2	7年	三第	2 [可座	間。	未村	議会	余定	例会	승 숲	議	録				
招	集	年月	日						平,	成 2	7 年	6	月 1	1 5	日					
招	集	場	所					座	間	呀	卡 村	議	会	講	表場	豐				
開	閉	会	等	開	会			7	平成2	7年 (3月15日	3 午	=前10	時00	分	議上	是宣言	Ē		
日	時	宣	告	閉	会			7	平成2	7年 (3月15日	3 午	-後1	時56	分	議上	是宣言	Ė		
				議番	席 号		氏	i		名		議番	席号		Į	乇			名	
出	席	議	員	1	番		宮	平	清	志		6	番			中	村	秀	克	
	(応	招)		2	番		宮	平	譲	治		7	番		ŗ	<u></u>	村		勇	
				3	番		宮	平	喜	文		8	番		, 1	宮	里	祐	司	
				5	番		垣	花	太	郎										
欠	席	議	員	議番	席号		氏	i		名		議番	席号		Į	乇			名	
	不	応 招)																		
会	議録	署名議	員	3	番		宮	平	喜	文		5	番		ţ	亘	花	太	郎	
	務のた した者	め議場に		事	務	局	長	中	村		茂	臨	時	書	記					
				村			長	宮	里		哲	会	計	課	長		野	崎		進
地	地方自治法第121条		教	ī	育	長	中	村	光	男	教	育	課	長		中	村		悟	
に	により説明のため議		政	策調	調 整	監	宮	平	真	由美										
場	場に出席した者の職		総	务・ 社	畐祉訓	果長	宮	平	壮-	一郎										
及	及び氏名		産	業振	興調	長	垣	花		健										
				船船	拍観之	光班参	多事	大	城		忍									

平成27年第2回座間味村議会定例会議事日程(第1号)

(平成27年6月15日午前10時00分開会)

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明(議案第37号~議案第42号)
7	議案第37号	専決処分の承認について (座間味村税条例の一部を改正する条例)
8	議案第38号	専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する
		条例)
9	議案第39号	座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
10	議案第40号	平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について
11	議案第41号	平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
12	議案第42号	平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
13	報告第1号	平成26年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
14	発議第3号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について
15	発議第4号	子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書に
		ついて
16	発議第5号	所得税法第56条の廃止を求める意見書について

〇 議長(宮里祐司)

ただいまから平成27年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会(午前10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりの報告です。朗読は省略します。

諸般の報告

平成27年3月14日~平成27年6月15日まで

3月14日	卒業式(座間味小中学校・阿嘉小中学校・慶留間小中学校)
3月28日	くじら音楽祭
3月30日	例月出納検査(平成26年度2月分)
4月 7日	平成27年第2回座間味村議会臨時会
4月 8日	入学式(座間味小中学校・阿嘉小中学校・慶留間小中学校)
4月11日	座間味村海びらき
4月27日	平成27年第3回座間味村議会臨時会
4月28日	南部離島町村長議長連絡協議会(自治会館)
5月18日	沖縄県町村監査委員協議会定期総会・研修会(自治会館)
5月19日	平成27年度離島六村議会運営協議会視察研修(伊江村)
5月21日	南部地区市町村議会事務局職員研究会総会(与那原町役場)
5月25日	平成27年度町村議会議長・副議長研修(東京)
5月27日	例月出納検査(平成26年度3月、4月分・平成27年度4月分)
5月28日	例月出納検査(平成26年度3月、4月分・平成27年度4月分)
5月30日	座間味小中学校運動会
6月 2日	南部広域行政組合議会臨時会(八重瀬町 南部総合福祉センター)
6月 2日	沖縄県町村議会事務局職員研究会定期総会・研修会(自治会館)
6月 8日	全員協議会
6月15日	平成27年第2回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

おはようございます。きょうは1日よろしくお願いいたします。

それでは平成27年第2回座間味村議会6月定例会行政報告。平成27年第1回座間味村議会定例会以降の主な事項について行政報告をいたします。内容につきましては、お手元にお配りしているとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。

行 政 報 告

平成27年6月15日

平成27年第1回座間味村議会定例会(平成27年3月13日)以降の主な事項について行政報告をいた します。

します。		
平成27年	3月14日	三校卒業式
	15日	座間味偕生園 長田さんを送る会
	16日	安里偕生会理事長来訪
	"	新庁舎落成記念品贈呈 大和リース社から非常用バッテリー
	IJ	新庁舎建造打ち合わせ
	17日	経営会議
	18日	県市町村課訪問
	19日	日本銀行訪問
	22日	なんぶトリムマラソン大会 (糸満)
	23日	阿嘉・慶留間ダイビング協会幹部 来訪
	24日	水道技術研究センター 来訪
	JJ	FMレキオ ラジオ収録(あっぷるタウン)
	"	離振協・過疎振協 合同研修会
	25日	沖縄国際映画祭レッドカーペット
	26日	村慰霊祭
	27日	対米請求権事業協会 理事会・総会
	28日	くじらの音楽祭
	29日	沖縄国際映画祭表彰式
	30日	離島学生支援寄附金贈呈式(小禄校OB)
	3 1 日	退職辞令交付式
	4月 1日	新年度辞令交付式・村長訓示
	JJ	インドネシア政府(環境局)焼却炉視察
	2 日	福本ジュディ幸子氏 観光大使委嘱式
	IJ	教職員辞令交付式
	7 日	臨時議会
	8日	三校入学式
	IJ	新採用職員研修(講話)
	IJ	観光協会歓送迎会
	9日	映画撮影隊 来訪
		to a to a more than the second of the second

新採用職員研修 (講話)

平成27年	4月10日	新採用職員研修(講話)
	11日	座間味村の海びらき
	13日	茨城県かすみがうら市職員 来訪
	14日	音楽祭協賛企業お礼回り (JTB)
	15日	県庁他あいさつ回り
	16日	アイラス航空 越智部長 来訪
	IJ	三浦造船所、離海振来訪
	IJ	造船図面打合せ
	17目	教職員歓迎会
	20目	離島航路確保維持改善協議会
	21日	旧三月三日(浜うり)
	22日	沖縄県企画調整課来訪
	IJ	沖縄県ダム事務所の所長、主管来訪
	23日	東京出張へ 内閣府他 ~25日
	25日	かとうたつや氏面談 (とまりん)
	27日	臨時議会
	"	観光協会職員面接
	28日	南部離島町村長議長連絡協議会
	JJ.	キリンビール永本支社長 JCC渕辺氏と面談
	"	稻穂塾
	29日	Google 陳内氏面談
	30日	キリンビール永本支社長面談
	JJ.	那覇警察署長面談
	JJ.	県民の警察官表彰式
	IJ	平成27年度沖縄振興拡大会議
	5月 1日	フェリー補助金交付決定通知式 (県庁)
	IJ	謝花企画部長との意見交換会
	7 日	音楽祭協賛企業あいさつ回り
	IJ	南都 大城社長との意見交換会
	8 目	音楽祭協賛企業あいさつ回り
	12日	長崎県出張
	13目	新造船水槽試験立会い
	14日	伊是名村新造船視察
	15日	宮田邦郎さんへ感謝状贈呈 (那覇出張所にて)
	16日	ざまみCUP (カジキ釣りトーナメント)
	19日	沖縄県対米請求権事業協会 来訪
	IJ	座間味村観光協会総会
	20日	座間味村商工会通常総会
	2 1 日	那覇警察署表彰式典
	IJ	JTB協定旅館ホテル連盟沖縄支部懇親会

平成27日 5月22日	ドルフィンに関する打ち合わせ (那覇出張所)
23日	村体育協会主催バレーボール大会
25日	阿佐区総会
26日	那覇海上補案本部 鏡部長面談
IJ	1 1 管区海上保安庁 長谷川本部長面談
IJ	阿嘉区総会
27日	オリオンビール記者会見
" 日	沖縄旅客船協会 総会
28日	(株) 南部 ホエールウォッチングフェスタお礼挨拶
IJ	ヨットレース協賛依頼
29日	座間味村育英会 総会
30目	座間味校運動会
3 1 目	県外出張 那覇 → 関空 → 伊丹 → 隠岐
6月 1日	全国離島振興協議会通常総会 島根県隠岐の島町 1~4日
5 日	離島航路確保維持改善協議会
9 目	県環境整備課、那覇市南風原町環境施設組合訪問
10目	座間味区総会
11月	地方創生推進会議 (県庁)
12日	(株) トヨタ 来訪
13日	環境省那覇自然環境事務所来村

以上でございます。

〇 議長(宮里祐司)

これで行政報告は終わりました。

日程第5.一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

皆さんおはようございます。きょう一日よろしくお願いします。私から3点ほど質問していきたいと思いますが、まず初めに、株式会社二・・ざまみの現状と今後の展開についてお聞きしていきたいと思うのですが、株式会社二・・ざまみの会社設立から数年間は多額の初期投資も含め、決算においても赤字を重ねつつではありますが、なるべく村の補助金に頼らない経営、社員一丸となり、経営努力を重ねながら、修学旅行に関しても、一時期は30校を超えるまでに来ていた時期もあります。観光が落ち込んだ時期の観光業を営む宿に関しても、オフシーズンの修学旅行誘致に関しては助けられた事業所もあったはずです。また、二一・ざまみの当初の目的でもある雇用の創出で二・・ざまみの雇用をきっかけに、島で働くきっかけになり、今では島を引っ張る重要なポストについている先輩方もいます。設立から15年、多くの問題はありましたが、島の経済を動かすそれなりの効果も確実にあったと思うのですが、現在、二・・ざまみがどういう状況なのか、今後、村はどういう方向性を考えているのかお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

〇 政策調整監(宮平真由美)

ただいまの宮平譲治議員の二一・ざまみの御質問についてお答えいたします。確かに設立当初は、雇用の 創出等をうたいながら運営をされてきて、多大な貢献をされたと思います。しかし現在、二一・ざまみは従 業員が全員退職しており、会社としての営業が成り立っていない状態でございます。経営責任は会社の経営 陣によるところでありまして、村が負う責任を出資の範囲内で会社や、会社の債務に対する責任を負うこと はならないと考えております。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

今、説明にあったとおり、実際、会社が休眠状態なのは、自分も感じているのですが、村も52%の株を保有し、筆頭株主であるという立場もあります。今日に至るまでの間に経営改善に向けた指導や新しい政権に変わり、人選を入れ替えての立て直しなど、もっといい方法がなかったかとも思いますが、先ほどの説明にもあったように、現在の状況では会社の整理に向けた方向で考えるしかないとは思いますが、二一・ざまみが抱える負債について、52%の株を保有している村、また、当然ながら村の議会の議決を経て出資をし、株を購入、村が音頭をとり、住民の多くの出資も募り設立した会社だと思います。今抱える負債を現経営陣、個人にだけに背負わせて片づけられる問題なのか。救済に当たっては税金を投入することになると思うんですが、何らかのいい方法はないのか。何らかの救済措置が考えられないのかお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

ただいまの質問にお答えいたします。まず、設立時に52%の、今でもそうですけれども、筆頭株主であ る座間味村、行政側に責任はないのかという話ですが、先ほど政策調整監からも答弁がございましたとおり、 一義的には、基本的には私たち出資の範囲内での責任だというふうに認識をしております。また、政権が変 わりというのは、仲村前村長から私に変わったことを指すのかと思っておりますが、その当時、私が村長に なってからのいきさつも含めて、いろいろペーパー等も含めて整理はしております。細かいところは時間が ないので割愛させていただきますが、私に経営、会長もしくは社長になってくれという話は確かに過去にご ざいましたが、一番初めにそういう話があったときに、最初の株主総会、平成21年にあった株主総会で、 私に内々でお願いにまいっておりました。その当時、最初は私も内諾、オーケーはしていたんですが、いざ 株主総会が始まっていったら、全部人事案というのは逆になっておりまして、当時の体制そのまま、今の体 制も一緒なんですが、その体制で提案がなされ、私が会長もしくは社長になるということがなかったという のが前提にあります。そういう状況も含めて、それから私は経営陣に入ることなく、行政という立場で会社 を見させていただきたいということで今日に至っているという状況です。また、これまでに負債に関する…、 負債といいますか、未払い金に関するお手伝いも行政としてさせていただいた部分もございまして、全く何 もしていないというわけでもありません。また、これからについても全く何もお手伝いしないということで はなくて、できるところはやらないといけないとは思っております。しかしながら、私たちが取り扱うお金 というのは税金であります。村民の税金であり、国からもらう、いわゆる国民から間接的にいただいている 交付税という形での税金を活用して、どこまで会社を救済するためにお金を出すことができるのかというと ころを考えますと、非常に難しいという話をこれまでも現経営陣に対してはさせていただいているところで ございます。そういう観点から、私たちとしては今の状況では再建は難しいということで、清算に向けたお 手伝い、あるいは清算に向けたところでの行政の役割というのを一所懸命勉強しながら、いわゆる債権者と、 各種金融機関とか、ああいうところにも照会をかけながらいろいろ相談をさせていただいているところであ

りまして、今すぐどれだけのお手伝いができるかというのは私のほうからは明言をすることはできません。 また、絶対に何らかの救済ができるということも明言はできません。そして、一義的といいますか、道義的 責任、あるいは税金を投入してもしっかりと住民の皆さんに説明責任が果たせるような内容の部分であれば させていただきたいと思いますが、まだそこもしっかりとした判断ができる状況ではございませんので、私 のほうからは今この辺で説明を終わらせていただきたいと思いますが、とにかく私たちの仕事は村民の福祉 の向上であります。そこに合致するもの、あるいはそこに合致しなくても、村民の皆さんにしっかりと説明 責任が果たせる内容の仕事を私はこれからもやっていきたいと思っておりますので、皆さんの御理解をお願 いします。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

大変よくわかりました。また別の機会に時間を設けて、もっといい話し合いの場を持っていい方法があればいいかなと思っております。この件に関してはこれで終わりたいと思います。

次に、二一・ざまみと関連して、現在、観光協会を立ち上げた件についてお聞きしたいと思います。観光協会を設立し、村内入域施設は過去にない数字を記録する勢いですが、村長の村の観光産業に対する思い、戦略がぴたりとはまり、数字に反映され、観光協会の評価につながる結果だと思っていますが、協会の予算を見てみますと、一括交付金を活用した毎年2,000万円以上越える予算を充て、協会を運営していますが、今後の展開をどう考えているのか。現在、何名体制で運営していて、予算の多くは人件費に充てられていると思いますが、幾らぐらいの人件費なのかお聞きしたいと思います。お願いします。

〇 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(宮里祐司)

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

宮平譲治議員の観光協会についてお答えします。一括交付金がつきましてから、これまでどおり資金の確保はできていますが、自主財源については、平成26年度に修学旅行である程度確保できたものの、まだ自立には至っておりません。平成26年3月5日、国立公園の指定を受けたことにより、メディアに多数取り上げられ、入域観光客など増加していることから、観光協会の組織強化のため会員加入の促進を図り、持続的に運営できる環境を構築し、さらにネット村民、アイランダーズネットワーク会員の募集や外国人観光客の誘致、修学旅行などの団体旅行の誘致を積極的に行い、またノルディックウォーキングを取り入れた観光メニュー開発などに力を入れ、収益が上がるような活動の取り組みの指導助言を行います。数字と人員に関しては、また後で報告いたします。

議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

今回、伊江村の観光協会を勉強する機会があったんですが、そこについてちょっとお話ししたいんですが、 現在、伊江村観光協会は、村からの補助金はわずか100万円だそうです。観光協会を立ち上げて30年に なるそうですが、当初から1人だけの人件費を充てて、今現在に至っているそうなんですが、また民泊、修 学旅行等の受け入れ等をスタートして、今13年目で、年間120校を超える学校を受け入れ、年間2万人 を超える修学旅行生が訪れているそうです。村の観光協会も二一・ざまみが失敗した例もありますが、一括 交付金が廃止になった後も村の公的資金、一般財源を充てて、運営する形ではなく、いい形で村を引っ張っ ていけるような、いつまでも村に必要とされるような観光協会に育てていってほしいと思いますが、一括交 付金廃止後、二一・ざまみと同じようにならないように、村を引っ張るようなしっかりとした経営管理をお 願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

今の宮平譲治議員の質問といいますか、提言に関しては感謝を申し上げたいと思います。伊江村は観光協会ができて30年、私たちがまだ3年目に入るというところで、全然比べものになりませんが、そういう理想はあると思います。そこに向かって私たちの村の観光協会も頑張っていくべきだろうと。実際、組織は別なものですから、私がどうのこうのというよりも、そういうふうに指導助言をしていく立場にあると思います。ただ、観光の形態は多少違っていたりということがありますので、一概にあっちの真似をすればそのような状況になるかということではないと思っております。もともと観光地である座間味村には民宿、ホテルがいっぱいありますので、それを民泊することによって、既存の事業所の経営圧迫になるということも考えられますし、どういう形で新たな修学旅行の形態が呼べるのかというのは考える必要があるのかなと思います。またこれまでやってきた修学旅行のお診が呼べるのかというのは非常にありがたい話だと考えております。またこれまでやってきた修学旅行のさらなる誘致というのは非常にありがたい話だと考えておりますので、さらにその辺の誘致も頑張っていただきたいと思いますし、将来的には自立ができるような、収益事業をもっとふやしていく、それも大切なことだと思っております。行政としてお手伝いできるところ、指導できる場所、部分はしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

ありがとうございます。次に1次産業の振興についてお聞きしていきたいと思います。観光がメーンの村でなかなか形が見えてこない1次産業ですが、本村をいつまでも力強く維持し、豊かな村を形成していくためにはしっかりとした1次産業の形を築くことが必要とされていると思います。観光協会設立に始まり、国立公園指定の効果や今後、新造船建造に伴い、さらなる誘客の効果で、誘客数の増加が今後も続くと思いますが、いつまでもこの美しい村を維持していくためには誘客数を気にする観光のあり方ではなくて、品質の高いサービス、高品質で客単価を上げた経営を今後考えていければ、いつまでもこの美しい村を維持していくものだと私は考えていますが、今、観光にばかり目が向いている島ですが、村の今後の1次産業に向けた政策、特に今回は農業についてお聞きしたいのですが、何かいい政策など、今後何か展開を考えているのかお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

宮平譲治議員の御質問にお答えします。現在、庁舎内、役場内におきまして、産業振興計画プロジェクト チームというのを立ち上げています。この内容というのは、観光を初め、農業、水産業の振興のための基本 となる計画を策定するということになっております。現在、作業を進めておりますけれども、地産地消とか 特産品開発とか、その辺も含めて上位計画として村の第4次基本総合計画というのがありますので、それをもとに現在、現状と課題をしっかりと把握しているところです。この計画は年度内に策定をすることになっておりますけれども、現在、プロジェクトチームの職員によって農業従事者とか水産業をやっている人たちからのいろいろな意見をお伺いしているところです。確かに座間味村においては、観光がメーンの島ということで、なかなか第1次産業が育たないというのは長年の懸案だと思います。その辺もしっかり、どこに課題があって、どうやったら、特に農業なんですけれども、どうやって振興できるのかというのを一所懸命考えているところでございます。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

わかりました。一括交付金を活用する前に、ダイバーズエッグプロジェクトというのがありました。その効果がどうだったかはいいんですが、こういうものを考えてみました。題して、ファーマーズエッグプロジェクト。簡単に絵にしたんですが、見てみてください。今、プロジェクトを考えているそうなんですが、ぜひ自分もその中の一員として入れてもらい、住民視点の、村の農業が形になるような何かお手伝いができたらと思っております。いろんな課題があります。この村にあった作物の選定など、農地の確保、基盤整備など、あと水の確保など、いろいろ課題は山積みなんですが、1つの組織の中で生産から販売、換金までを、仕組みをつくることがしっかりとした農業の形をつくることにつながると私は思っています。その中でまた、農業の担い手育成等、先進地での勉強なども含め、予算を充てて、村の農家を育ててくれるいい方法、形があればいいのかなと思っています。ぜひ、村を支える漁業、農業で、しっかりと村の今の観光産業を力強くサポートできるような村の新しい形を考えていただきたいと思います。ぜひその中に私も入れてもらって、一緒に手伝わせてください。よろしくお願いします。

議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

非常にすばらしい内容だと思っております。ぜひこのプロジェクトのメンバーに入れるのかどうかというところは、ちょっと内容、うちのプロジェクトの要綱がございまして、すぐ「はい」とは言いづらいところではありますけれども、いわゆるいろいろな方々の御意見を伺うことは確実にできますので、最低でも何かしらかかわっていただけるような環境づくりを私のほうでしたいと思いますし、もし可能であれば、チームにも入っていただければこれほど心強いことはないと思っています。農業に関しましては、やはり一番の問題は農地の面積が狭いとか、小さな面積であるとか、あるいは一番大きなポイントは、新たに農業をする若者がいないというところが非常に大きな問題になっているかと思っています。やる人がいれば何かしらのお手伝いが行政なりにできる部分があるのかなと。あるいは農業委員会の力を借りることができるのかと思っておりますが、そういうところがまだできていない現状がございますので、ぜひ宮平譲治議員のお力もお借りしながら、農業の振興に関して一所懸命取り組んでまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

ありがとうございます。最後に、これまでの確認なんですが、前回の定例議会でも質問をしました、古座 間味ビーチ利用についてお聞きしたいのですが、今どういう方向で動いているのかお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

これにつきましては、3月の議会でも条例の見直しを含めて検討していきますということで答弁させていただきました。現在、利用者の方とも意見交換とか、少しずつやっております。ただ、条例を改正して、いつ提案するかというのは今のところまだ未定です。今、条例を読み返しておりまして、いろいろ理解しづらい文言とか、その辺も整理しながらどのような改正ができるのか、もしくはしないのかも含めて、今のところ、現段階ではまだ検討中ということです。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

2番(宮平譲治議員)

住民感情というか、住民目線ではニシバマと古座間味の違いがよくわからないのですが、なぜニシバマはああいう条例ができ、古座間味とは全く異なっているのか。みんな不満に思っています。ニシバマと同じような条例でいいと思うのですが、前にもニシバマのトラブルがありました。同じようなことが起こらないように早目に動いてもらい、できれば同じような形で古座間味のほうも動いてほしいと思います。よろしくお願いします。

あと続いて、最後、墓地公園なんですが、去る座間味区の初会、総会で説明を聞いたのでいいと思うんですけれども、何か補足がありましたらお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

おはようございます。前回の確認ということで、墓地公園につきましては、初会のほうでも御説明しましたが、5字合わせて同じく、今月末をめどに公募開始を予定しています。それで平成20年度に仮受付というのを行っています。その方たちに対しては、個別に改めて、本申請を行うように今月末より順次あわせて行う予定となっておりますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

2番 宮平譲治議員。

〇 2番(宮平譲治議員)

わかりました。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

それでは進行します。3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

皆さんこんにちは。私のほうからも、先ほど2番 宮平譲治議員からありました二一・ざまみの件に関しまして、かぶらないように、二、三お聞きしていきたいと思います。実は私、事あるごとに、毎日寝る前に有る物、皆さんが、これまでの会議録を隅から隅まで、何十回と読んできております。その中から、要するにニッチの問題は、新政権になってもう6年、石の上にも三年とありますけれども、余りにも長い期間、そういう方向性が見えてこないと。先ほどももちろん調整監、それから村長からもいろいろ説明等がありましたが、私は決して行政側を誹謗中傷する意味ではなくて、これは会社側、それから行政側として、よりよい方向に早目に持っていくためにはどうすればいいかということを、本当に考えていかなければ、余りにも引っ張りすぎて、引っ張ることによって、現在の代表者あるいは前首長も含めて、非常に回りがしんどい思

いをしている。そういうことではいつまでたってもまずいだろうということで、これから幾つか質問していきます。

まず1点目、ことしの当初予算に2,200万円の補正を顧問弁護士料として…、ごめんなさい。220万円の顧問弁護士料、その内容をお聞きしますと、二一・ざまみの清算に向けてのことでよろしいですか。その辺をお聞かせください。

〇 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

〇 政策調整監(宮平真由美)

ただいまの宮平喜文議員の御質問に対してお答えします。これは二一・ざまみの清算に向けての顧問弁護士料、破産管財人の弁護士に対する支払いの金額となっております。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

これは考えようによっては、筆頭株主が前社長、前首長を相手取って要するに弁護をというか、清算する という形のとり方でいいんですか。

〇 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

〇 政策調整監(宮平真由美)

清算という形は、債権者申し立てによる清算という形をとろうと考えております。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。それで村長、平成21年に村長になられたときに、勇退された先輩方、金城英雄議員、それから善昇議員、いろんな先輩方がおられました。その先輩方も決して悪い事は言っていないんですね。この二・・ざまみというのは、村長、非常にお荷物ですよと、これはもうどうにかしてくださいと、各議員があっちこっちに出ております。これを読むと時間がありませんから読みませんけれども、その中で、村長は平成21年5月に村長になられる前に、自分のマニフェストの中で、二一・ざまみを健全化に向けて指導するというふうにあっちこっちに書かれているんです。その中で3つのパターンがあると、健全化を迎えてですね、要するに現状のままで経営改善をしていくのか、それとも増資によって民営化に推進していく。その増資は当然行政側も幾らか増資、そして民間からも増資を募って、後々は行政側は引いていって完全に民営化に持っていく。もう1点は、最後に清算をするんだと。この清算がですね、私が見ている「セイサン」は、この赤く丸をつけているんですんですね。生産物が生まれるの「生産」なんですね。それとも閉める「清算」なのかというのが非常に理解できないんですけれども、当時の議事録ですから、私は今の考えからすると、閉める方向の清算だったんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺の記憶がございますか、村長ちょっと。

議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

漢字が間違っていると思います。議事録に関しては、細かいところまで私のほうにチェックは入っておりませんので、ここは記載ミスだというふうに、漢字の変換ミスだというふうに御理解いただいていいと思い

ます。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

それで、そのころからのこれは、12月、要するに12月の定例議会ですね、その中で村長はそううたって いるんですね。「年明けにも早い時期に検討委員会を開いて、設置をして、私の諮問機関として最終的に私 の考えというのをまとめて、早い時期に筆頭株主として意見をまとめていきたい」というふうに、そのころ からうたっているんですね。ところがさっきの2番譲治議員には「今も検討中ということで、先ほども言い ましたけれども、石の上にも三年、余りにもこれは長すぎて、非常に今でも困惑しているような状況なんで す。また、翌年、その1年後、平成22年6月定例議会では、宮里村長はこうおっしゃっているんです。 「私、宮里哲座間味村長として、責任がある部分に関しては、確実にこの責任を履行しながら村民にできる だけ負担のないような形で解決策を見出すため、一生懸命情報収集を担当職員にしていただいている状況で すので、御理解ください」というふうにうたっているんですね。これも平成22年6月定例会で、今平成2 7年ですから、5年前の話なんですね。ですからいろいろ聞いていると、同じようなことをずっと答えてき ているような気がします。これはいつまでたっても、そうするとこれは解決策が見当たらない。あるいはこ とし、最初言ったように、年当初に220万円の顧問弁護料をやっているということで、本格的にやろうか なというふうに私自身は見えてはいるんですけれども。それと、皆さんはこれと関連して、平成20年6月 定例会、10月から観光協会を立ち上げするということで、観光協会を立ち上げしました。その中にもいろ いろ読むと大変なんですけれども、結構、二一・ざまみとかぶるような事業体系をやっている。私はそのと きにこの二一・ざまみを清算するタイミングじゃなかったかなと思うんですけれども、いかがでしょう、そ の辺。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

お答えします。まず、たら・ればの話をするのは非常に厳しいですので、あのときに同時に、設立と同時に三セクを清算したほうがよかったのかということに対しては回答しづらい部分がございます。ただ、あのときの状況でいいますと、二一・ざまみは修学旅行の受け入れ業務を継続したいと。観光協会としてはそこは二一・ざまみがするのであればそれはそれでいいんじゃないかと。ただ、観光情報の発信とか新たな開発、メニュー開発等々含めて、全然事業が進んでいない部分がありました。そこをしっかりと担うために観光協会を設立した経緯があるというのは御理解いただきたいと思います。ですので、あのときにやったほうがよかったかどうかというのは、非常に回答しづらいものですから回答は控えさえていただきたいと思っております。以上です。

議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

二一・ざまみは、御承知のように、もちろん一括交付金の関連もありますけれども、税金を投入して村長が新たにつくり上げた、非常に、これは私、反対というわけではありません。ただ、きのう、おとつい、いろいろ観光協会の関係者にも聞くと、例の、さっきの譲治議員の話に少し触れますけれども、修学旅行に関しては、とりあえずことしまでは二一・ざまみが営業して、我々観光協会はことし以降、次年度から営業に回るというふうにある理事から聞きました。私その場で、これは今からやると、来年、再来年の修学旅行は

まず見込めないですよと。まず二、三年はとりあえず置かないと、もちろん行ってすぐ「はい、そうですか」と、もとあった学校が来る可能性ももちろん否定はできないんですけれども、そのまま二一・ざまみから、こういった業務を引き継ぐとか、私はその観光協会が既に営業、修学旅行に関しては既に営業していて、そのまま、要するにことし聞くと、一番ピークで、さっきも言っていたんですけれども、二十幾つ、30校ぐらいある。ことしは一桁もないという話をきのうある理事からお聞きしました。そうなると、この9月から12月の修学旅行時、さっきの伊江島じゃないんですけれども、ことしはもしかすると、民宿、夏の繁忙期を除いて、冬場の最も頼りにしている修学旅行が全く…、全くではないんですけれども、ほぼ少ないということで、今後この取り組みですね、巻き返し、それからその観光協会としてこれまで二一・ざまみが築き上げてきた修学旅行、ある監査委員によると、今までの修学旅行で20億円から30億円ぐらいの経済効果があったと。それは何年にわたってかわからないんですけれども、その中で余りにも3%の利率が非常に安くて、経営がおかしくなったというような話もお聞きしました。今さら、そういう話を後戻りしてもどうしようもないです。それで私が今言いたいのは、これからの修学旅行、二一・ざまみと観光協会との絡みになりますけれども、修学旅行に対しての働きかけ、営業方面は実際行っているのかどうか、これをお聞きします。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

お答えいたします。その前に、先ほどの1個前の質問の中で話がありました、全然話し合いを持っていないのか。いわゆる内部で検討していないのかという話がございましたが、実は平成25年10月21日から役場内部で検討委員会を設置して、二一・ざまみの幹部の皆さんとの意見交換等々を始めたり、いろいろなことをさせていただいて、ある程度の結果を出させていただいております。関連資料はここにいっぱいあるんですけれども、これは後で、もし必要であれば、内部資料ですから回覧をするのは構わないと思いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。しっかりと取締役の皆さんとも話し合いを持ってきたということと、先ほど調整監からも話がありました、清算に向けての話というのは、取締役の皆さんともしっかりと話をさせていただいた上で、できるところからひとつずつやっていくということと、村民の皆さんにできるだけ損害がこうむらないような環境をつくっていくというのが大切だと思っておりますので、先に申し添えておきます。

二一・ざまみから観光協会が引き継いで、現状の中で行政として修学旅行の誘致なんですが、これはとても大切だと思っています。確かに二一・ざまみはいろいろと過去には営業を頑張っていただいて、修学旅行を多くの誘致をしてきましたが、最後の3年間、4年間というのは、逆にクレームが非常に多くて、その対応に四苦八苦しているのが二一・ざまみだったと思いますし、現状といたしまして、私も行政の立場でヤマトまで、埼玉の学校まで行っておわびをしに行った経緯もございます。そういう意味でいきますと、過去は確かにいろいろなことをやって、感謝もしたいし、すばらしい活動だったと思うんですが、最後のほう…、最後のほうといってもまだ終わっていないんですが、ここ数年間に関しましては、本当に何と言うんでしょう、ミスとか、単純なミスに対して、クレームに関しては村の受け入れの業者も非常に泣かされたりしているところもあります。未払い金が多かったとかですね。それだけではなくて、学校そのものに被害を与えるような状況までつくってしまい、その中で修学旅行の学校が減ってきたという現状もございます。ですので、去年、特に去年はそういう高校のおわびであったり、マイナスをどう埋めていくかというところに一生懸命になっていた部分が行政としてもありました。ですので、これから行政が積極的に観光協会と連携をして、修学旅行の誘致をしていくのは絶対必要だと思っております。ただ、去年はそういうマイナスの部分をどうするかという部分に力を注いだということと、あわせて去年までは二一・ざまみが修学旅行は絶対に私たち

のほうで続けるんだとずっとおっしゃっていたところもありましたので、観光協会としては多分動きづらかったと思いますし、当時は観光協会は就学旅行、設立のときには二一・ざまみがやっている仕事に対して手を出すようなことはしませんと。仮に二一・ざまみがやめるのであれば、その仕事から手を引くのであれば、もちろん誘客は観光協会のほうとしても仕事ですから、そこは収益事業としてやるのは問題ないんじゃないかという話はしておりますので、そういう経緯がありました。ですからことしもまだ営業には行けていない状況ですが、現場サイドからは営業に行きたいという話も上がっているそうなので、私たちがどれだけお手伝いが行政としてできるか、しっかりとやっていきたいと思っております。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。それで、去年、おととしですか、全議員で、去年の9月から改選になったんですけれども、皆さんに対して、株式会社二一・ざまみの強化拡充による雇用の拡大を求める意見書というのが出されたと思います。その文書を読むことは避けてですね、記、修学旅行誘致プロモーション用ビデオ・パンフ作成費補助。それから2番目に、修学旅行受入に関する連絡会議の設置。そして3番目に、可視光事業への支援協力。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますということがあるんですけれども、この件に関して検討された経緯はありますか。ちょっとお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

まず、修学旅行に関しては先ほど話をしたとおり、非常に混乱している状況でした。修学旅行というのは 1つの学校が来なくなるだけではなくて、例えばJTBとか近畿日本ツーリストという大手の旅行会社が取 り仕切りをしておりまして、そういう業者の皆さん方は横の連携もつながっております。1つの高校でマイ ナス、大きなクレームが出た場合には、ほかの学校まで波及をするという状況があります。ですから、新た な誘客をするという段階ではなかったと認識をしております。とにかく信頼の回復あるいはおわび、そこが 去年1年間、私がやってきた仕事でありまして、新たな誘客に入る前に、体制が整っていない状況の座間味 村に、高校の新たな修学旅行を呼べるかどうかというのは非常に懐疑的でしたので、そこは行っておりませ ん。そういうことで役場の組織の中ではしっかりと議論を交わした結果、やっていないということです。可 視光に関しても、現場を見させていただきました。工事を、作業している現場、平成21年の株主総会から ずっと、二一・ざまみの株主総会には出させていただいておりますが、毎年、ことしには事業化できる、こ としには事業化できると、来年は黒字になるんだと。黒字になれば1,000万円単位で黒字になると、純 利益が出ると。5年もあれば借金を返せるとずっと話をしていたにもかかわらず、まだ私が確認…、最近は しておりませんが、半年前ぐらいの確認の中ではしっかりと採算べースに乗るような事業展開ができていな い。あるいはそこに二一・ざまみが絡んでいるような雰囲気は見当たらないということでありますので、そ の当時から可視光に対する支援というのはやりづらいというのが私たちの認識でした。そういうことでやっ ておりません。

議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。若干、ちょっとそれますけれども、じゃあ、少し関連して、現在の観光協会、どういった 業務をなされているか、最近よく聞かれるんですね。そこにはお土産品もいろいろあるけれども、その売り 手も観光協会の職員とは別の方がやっていると。それと観光協会はイベントだけのことなのか。確かに目に見えるものはありますよ、通訳とかそういったものありますけれども。非常に観光協会が、私、さっきも行ったように、別につくったものに関して全然反対じゃないです。これは別に結構なんですけれども、業務内容がよく見えてこないと。議員のくせにこれだけもわからないのか、と私もよく叱られるんです。私も、もちろん皆さん御承知のように、いろいろな観光の事業をやって、客を迎えに行ったり、そこを出入りしたりするもので、確かに私などからいっても、もちろんイノベーション的なものはよくわかります。ただ、その中で、あれだけ人がいる中で、また人の出入りも非常に何か、最近激しいと聞いています。その定住性も非常に、ちょっとあんまりよくないといううわさが、ここ一、二カ月、ずっと2週間流れてきます。現状の観光協会というのはどういう組織形態であったのか、ちょっと教えていただけますか。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

観光協会につきましては、私もかかわっておりますので、私のほうから話をさせていただきますが、まず、 お土産品の販売に関しての話を先にさせていただきます。観光協会が設立される前の観光案内所、あるいは 観光協会が設立された当初はお土産品ももちろんこちらのほうで販売をしておりましたが、観光協会の仕事 にはそぐわないだろうということと、お土産品の販売まですると案内業務がちょっとおぼつかなくなるとい うことがございまして、お土産品を製作あるいは生産をしている方々で組合をつくって、法人化を既に済ま せているということですね。そしてあのスペースを使って、組合がお土産品を販売しているというのが現状 であります。観光協会の仕事に関しては、これまでどおり観光案内業務、島のピーアール業務、そして新た な、例えばノルディックウォーキングをするために、国や県の補助金を取ってきて、そこで島の人たちに対 しての講習会をして新たな観光メニュー開発をするとか、そういうことをさせていただいているのが現状で す。あわせて阿嘉島のほうにも支所をつくりまして、職員を派遣しております。定住化されていないという 話は、私は全然間違っていると思いますので、あえて話をさせていただきますが、一日中働く形での職員の 採用というのは、やはり子供が、小さい子が多い座間味島でございますので、なかなかできないんですが、 半日とか、時間でやるパートタイムだったらできるという方々が結構いらっしゃいました。ですので、そう いう採用の形態を嘱託とか本採用という形の職員が少なくなって、パートタイムの主婦の皆さんをできるだ け多めに登録をさせていただいております。その中でできる時間をお互いに調整し合って、観光業務をして いると、案内業務をしているということと、あるいは英語での問い合わせ、あるいは電話での問い合わせ、 本当に多くなってきております。観光客、一番少ないときで6万9、000人、去年9万2、000人、こ としは10万人いくかと言われているような状況でありまして、本当に電話も引っ切りなしにかかってくる んですね。ですから人数的にも決して多くはない人員配置をさせていただいていると思っております。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。これは私、以前の議会でも申し上げたように、ある程度、こういうものをお互いに情報共有しながら、ここでこういう事業をやっているよということをですね、例えばこういう議会でじゃなくても、何かのときになかなか、伝わってこない部分がありますね、ノルディックとかそういったものとか、やっていることは決して悪いことではないんですから、そういうことをお互いに情報共有しましょうということを私は前回の議会でも述べたことがあると思います。ですから、行政で何をしているかと。当然、我々議員ももちろんそれは行政のチェック機関でもありますし、どういうことをやっているのかなと興味を持つのも

我々の仕事ではあるんですけれども、やっぱりその中でも人間は顔・形が違うと同時にですね、見る目が違ったり、いろんなことがあるものですから、やっぱりある程度はそういった情報共有もしながら、あるいはまた発信をしながら、そういうことに取り組んでいるよということをしないと、私たちも聞かれたときに、これについてもわからないときもあるし、かと言って、行政の皆さん全員が全員これ知っているかといったら、知らない職員もいるんですね、こういう取り組みはどうやったのと聞いたら、中にも、ここで聞いた人もいますけれども、わからないというようなことも時と場合によってはあります。それで最後になりましたけれども、例の二一・ざまみの問題は、今後いろいろやっていくということであるんですけれども、清算に向けていろんな資料、いろんな発言の議事録も残っています。後々これが村にとって、非常に悪いような、風化をしないようにうまい具合の処理の仕方を期待申し上げて、この件に関しては終わります。

次、2点目、これはちょっとこんなミミッチーなことを質問するのかと思うかもしれないんですけれども、 最近フェリーや、それからクイーンで釣り客がよく来ます。なぜそれを言うかというと、今、ダイビングが 頭打ちになっていて、自分も渡し船をやりたいというショップが二、三事業者あるんですね、本音か冗談か それはわからないんですけれども、そういうことをやってきて、もうダイビングでは飯食えないから、自分 も釣り、それから渡船をしたいという業者が二、三業者おりまして、その点から含めますと、現在、こちら にも1人そういった関連の仕事をしている人もいますけれども、この、来たお客は、直接座間味に上陸して、 座間味からいくと、当然、慶留間の沖防波堤、奥武、屋嘉比、久場島等ですね、伊釈加釈等いろいろあるん ですけれども、回っていくときに、私も経験ありますけれども、既に朝早くからマル遊でみんな登録されて いますよね、船は。そうするともう慶留間の防波堤、それから奥武、カキセあたり、全部、伊釈加釈、ヤカ ンあたり全部船がいて、結局空回りしてきたと。そうすると、この燃料だけでも大変ですよね。帰ってきて、 おろして、燃料代も取れない。夕方、こっちの沖防波堤見て、人がいるから渡しはいないなと。夕方帰って、 その夕方に連れていくとか、これはもう再三あるらしいんです。これははっきり言って、この人にとっては 生活、死活問題で、今後、やっぱりその観光客は座間味に金を落としたい。座間味に来れば優位にそういう ところに渡れるだろうというふうに来ているわけですね。ですから、これを確かにマル遊があったり、もち ろん私も沖縄本島から昔は嘉手納とか、嘉手納水釜漁港とか、慶留間方面まで釣りをしに来たこともありま す。当然、この夏場は6時にはもう出ます。そうしますと、どんなに遅い船でも8時ぐらいにはこっちへ着 くんですね。そうすると、クイーンは9時に出て、こっちへ着くのは10時ですから、当然、先客がいるわ けですね。ですからその辺を今後、これは非常に難しいところもあるとは思うんですけれども、組合、漁協 も通して、行政側として何か打開策があるかどうかお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

ただいまの質問にお答えいたします。御存じのように、遊漁船業の登録を受けている船がそういうことを 行っているんですけれども、その登録を受けていれば、村外の船といえでも、磯渡しを行うことについて駄 目ですと言うことができないのが現状です。御質問のように、打開策はないかということなんですけれども、 今のところ、村としては、やはり村内業者を優先したいという気持ちはありますけれども、これだという解 決策は今のところはございません。ただ、お話にあったように、最大の権利者は漁協ですので、その辺と何 か打開策がないかというのは今後勉強していきたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

これは、さっきからも言っているように、島に金を落としたいという釣り客の要望でもありますから、もちろんその客、私も直接そのお客さんと話をしたんですけれども、やっぱり島に金を落としたい。ましてや国立公園にもなっているし、そういう面で、いろんな面で支援していきたいのに支援できない、その歯がゆさがそのお客さんにはあったんですね。これは私は、ほかのバスをもって島内観光しているときにも同じようなことを言われるんですね。先ほどの話もありまして、特産品がない、土産がない、金は落としたいけれども、落とすところがない。ガイドさん、運転手さん、どこかないですかということをよく言われます。その辺を、先ほどからの答弁等にもあるように、もう少しですね、やっぱり。昔は、座間味は空気がいいから、海がいいからこれが土産じゃないかというようなショップもありましたけれども、こんな話をすると、今だったら鼻を殴られる可能性もありますので、そういったことを言わないように、やっぱり何らかの形で金を落とさせるような方向、相手は金を落とそうとしているんですから、その辺含めてですね、ちょっと話飛びましたけれども、大いに検討していただきたいと思います。じゃあ、この質問はこれで終わります。

次です。バースの整備についてということで、皆さんよく御存じのように、近年、特に週末なんかになると、これから特にサバニレース、ヨットレースとやってきます。となると、当然練習を兼ねたり、あるいは下見したりとか、いろんなクルーザー、いろんなヨットがやってまいります。私が聞くところによると、20年ぐらい前の話ですけれども、座間味村はヨットハーバーの寄港地として県に指定されているということを聞いた覚えがありますけれども、これは確かですか、ちょっとお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

ただいまヨットハーバーの寄港地の指定というのは、ちょっと村のほうでは承知しておりません。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

じゃあ、これは調べておいてください。それで、私はなぜそれを質問するかというと、私も高速船クイー ンが入るとき、あるいは無人島渡し、阿嘉に朝早くから行ったりするときに、結構ヨットとかクルーザーが 泊まっているんです。つい3月の出来事だったんですけれども、大型クルーザーが泊まっているんですね。 そうすると、クイーン入港10分前です。そうすると産業振興課の船舶課の職員が上がってきて、船を移動 してくださいと言ったら、船長はどこか民宿で泊まっていたのか、船に当番が1人いて、恐らくその方も小 型船舶操縦の免許は持ってはいるんだろうね。しかし、大型のクルーザー、上等の船ですから、当然、その 人は操縦したことがないと思うんです。ところが船はもうクイーンは沖まで来ているんですね、灯台のとこ ろまで。結局電話でやりとりして、船を動かして、前のほうに回して、頭づけでやって、やっと間に合った というケースを見ました。これだけじゃないですね、ヨットが泊まっていて、ヨットは御存じのように、す ぐ俊敏に動かせるものじゃないですから、何回も私がそこに勤めているときもそうですけれども、いまだか つてこういうのを頻繁に見ます。クイーンの船長なども、これは本当に、「喜文、これどうにかしないとい かんよ」と。事故が起こらないのが不思議なぐらいで、これは本当にどうにかできないのというふうに飲み ながらよく話をします。確かにこのヨットの中にはふるさと納税をして、いいお客さんがいるのも自分もよ くわかります。ところがやっぱり、地元のダイビング業者、あるいは我々もそうです、ここの清志もそうな んですけれども、やっぱり優先的にやろうとしてもですね、ヨットやクルーザーが泊まっていて、なかなか 観光客を西側のバースに回したり、東側に回したり、あるいはまた高いところから乗せたりとか、非常に不 便をこうむって、地元の利というのがないんですね。ですから私が言いたいのは、このヨットのバース、縦 づけする。ヨットはもちろん入ってくるなとは言えないです。これを規制してくれとは言っていないです。 このバースの皆さん、宜野湾マリーナに誰でも行ったことがあると思うんですけれども、その縦づけのバースの新設、あるいは通告書に書いたんですけれども、村として、あるいは県として、そういうものが今後あるのかどうか、それをお伺いしたいんですけれども。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

まず、ゲストバースの計画があるかということですけれども、回答としては、現在のところ計画はありません。座間味港に入ってきたいという船、連絡がある船も実はありまして、その船については、地元の船の 邪魔にならないようにということで、産業バースだったり、前方のほうに泊めるように担当から誘導していますけれども、連絡のない船については、ちょっと把握ができていなくて、今クイーンざまみでトラブルが あったというのはちょっと私知りませんでした。それについては何らかの方法で、港を利用する際には、産業振興課のほうに一報を入れるようにということで、何らかの方法で周知をしたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

これはですね、本当に私も何十回とそういうのを見てきています。よく地元の業者も、業者というか、ダイビングショップ、あるいは漁船に乗ったり、あるいは観光をやっている人たち、ヨットあるいはクルーザー持っている方とやりとりする場面を結構見るんですよ。とすると、そこで言う言葉が、私は島のあれあれ知っているから、あれに許可をもらっているからということで、そういうふうにしてよく平気で言ってくるんですね。中には、これは村が認めているかどうか知らないんですけれども、まだ、今雨降って、貯水率もほぼ100%に近いと聞いているんですけれども、中には夕方から給水もする船もいるんですね。そうすると、島は水もないのに、なぜ給水もさせるのかと言う人もいるんです。私なんかはもちろんそういうふうな立場になっているもので給水はありなのかと。これでもお金払って、何かどのような形でやっているんじゃないのと。機会があったら聞いてみるということなんですけれども、その辺はどうですか、ちょっと教えてください。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

給水を希望する船については料金をいただいて給水しております。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。それで計画がないということをお聞きしました。我々、島の事業者は、ダイビングショップ三、四カ所ぐらいから、向こう東側、バージが泊まるところじゃなくて、直文さんが船泊めるところありますね、あの角、一角、島が出てきていますね。そこを今、何といいますか、石垣みたいに敷かれています。そこを直角にして、少し底を掘って、そうすればヨット、船ですから、5艇か5隻かわからないんですけれども、緊急措置でもいいからそこにやってくれないかという要望が3事業者ぐらいから。そうすると5隻ぐらいは泊められると。確かに台風とかそういうときはですけれども、そういうことも含めて、もしなければそこをつくらせてくれないかと、これはつい最近の話なんです。2業者、3業者ぐらいからこういう話もあ

りまして、向こうは角を埋めて、そして掘って、そうすれば4隻、5隻ぐらい。4艇、5艇ぐらい泊められるので、これは村で対応できないかというような話になりました。その辺どうですか、検討としては。 ちょっとお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

ただいまの御提案については、ちょっと港湾課のほうと意見を交換したいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

わかりました。ひとつよろしくお願いします。ついでなんですけれども、今、ヨットバースの件で話ししましたけれども、皆さん、ここの駐車場を見てください。フェリーもまだ入ってきていないです。この状態で既に8割駐車されていますね、車が。そしてフェリーがこれから入ってきます。そうすると、もう既にこのあたりは車があふれかえって、非常に、もちろん駐車場が狭いと言えばそこまでなんですけれども、クイーンが入ってきたときはこのバース沿いに停泊しているヨット、それから業者の、このあたりもずっと車が見苦しいほどとまっています。本当にさっきもヨットの件ではないんですけれども、今度は陸上でも、ついでなんですけれども、陸上での事故も起こりかねないというふうに、今見ても何も動いていない状態でこれは8割、9割、既に駐車場が埋まっているんですね。しかしこれが台風時期になると、那覇に行っている人か、車が故障しているのか、3台ぐらいしかとまっていないです。ということは、日ごろでもそういうことは本来なら意識していればできると思うんです。まだ船も入ってこないときはこういう実態ですからね、船が入ってきたときには、生協なんかあるときはみんなあふれて、皆さんの役場のコミュニティー、あのあたりまで、漁協の前。ずっと車がいますね、ついでなんですけれども、その辺の解決策とか、その辺の周知、徹底方法、これは事故が起こらない前にそういうこともちょっと。渡嘉敷と比べるとどうしても駐車場、港の敷地、駐車場スペースが狭いと言えばそれまでなんですけれども、本当にこれは事故が起こらないうちに、これの打開策がないか。ちょっとその辺ついでにお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

座間味港の車の件ですけれども、確かに高速船が入るとき、車道か駐車場かわからないほど車が来ます。村としては、クイーン側については、送迎車以外は駐車しないようにということで、なるべく長期間の駐車は禁止するようにということでお願いをしております。ただ、フェリー側のところについては、最近、ラインを引きまして、乱雑に駐車されているものだけは解消されたと思います。その辺は見通しがよくなって、若干は安全性は向上したかなと思いますけれども、ただ、港の広さがこれだけしかございませんので、なかなかそれを解消するというのは厳しいところがあります。ただ、フェリーが入港した際の安全対策については、これは船員とか、船舶観光班の職員含めて、しっかりと対応していきたいと思います。

議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

〇 3番(宮平喜文議員)

じゃあ、よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

皆さんこんにちは。3点ほど質問があるんですけれども、3件目のほうの二一・ざまみの件に関して、それはもう同様の質問となりますので、省略させてもらいます。

1番目のほうの、今、新港のほうにサンゴセンターがございますけれども、このサンゴセンターが村のほうに戻ってくるということで、その後の使用についての、今後のお考えをお願いしたいんですけれども。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

サンゴセンターの件についてお答えいたします。当施設につきましては、ことしの6月1日に水産土木技術センターから村のほうに返還されておりまして、村といたしましては、座間味村漁協のほうに貸し出しまして、一括交付金を活用してサンゴの種苗、育苗・生産をしていただくことになっております。また将来的には稚貝とか、シャコガイ、タカセガイとか、その辺の貝とか、稚魚の生産にも活用していただいて、水産業の振興が図れないかということを考えております。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

漁業組合とサンゴの種苗をやるわけですよね、その研究員はどういう形で予定していますか。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

これまでも平成24年から一括交付金制度がスタートした年度から、人材育成ということで阿嘉島臨海研 究所のほうに漁協から職員を派遣しておりまして、技術を取得してもらいました。その方を中心に今後赴任 してくる予定です。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

わかりました。それを半々で使う予定なんですか、漁業組合というのは。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

今のところはサンゴのほうを優先してやりたいと思っておりますので、どの水槽をどういうふうに活用するかというのは漁協のほうに確認をしております。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

わかりました。次、2番目のほうに移ります。

旧ごみ処理センターの小屋が、今現在、そのままの状態で残っていますけれども、その旧ごみ処理センターの中にアスベストがあるということで、そのアスベストの処理に対してどう今後処理していくのか、

ちょっとお聞かせ願えますか。

〇 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまの垣花太郎議員の旧ごみ未処理施設ということで、まず旧ごみ処理施設は阿嘉島でよろしいでしょうか。阿嘉島の旧ごみ処理施設ですね。実は同等の施設が座間味にもございまして、この阿嘉島及び座間味島における、いわゆる旧ごみ施設については、まず手順として、国への手続は終えています。その中で処理方法、条件が付されている状況であります。まず座間味島につきましては、施設の全体を取り壊す処分という条件と、阿嘉島においては軀体、いわゆる建物はそのままで、煙突とか中にある焼却の機械、それらについては撤去による処分となっております。また軀体につきましては、阿嘉島のは、ストックヤードとして活用することと、今条件を付された処分方法となっています。新たに、実は先ほどありましたアスベストの問題なんですけれども、いわゆるダイオキシンによる汚染が懸念されていると思います。実はこれにつきましても、両施設の解体等に係る費用が約3,000万円以上になるということから、財源の確保を図って、現在では県が取りまとめています離島ごみの広域化、こちらが平成36年度スタートになります。それまでに処理できないかを考えているところです。ちなみに阿嘉島の解体費用は約400万円、座間味島が2,60万円という大きな費用となっておりまして、現状は財政の確保が困難であるということで、そのまま施設自体は置いてありますが、直にですね、いわゆるダイオキシンによる汚染が広がるというのはありませんので、その辺は安心しても今のところよろしいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

これはですね、地主のほうから物すごくうるさく言ってきているんです。地主が実際言っているのはどういうことかといいますと、税金を払っているらしいんです。そこの固定資産税といいますか、払っているんですけれども、ここの使用したという使用料はまず入ってこないし、税金は払っているらしいので、何といいますか、それをどういう形でそのままに終わってしまっているのか、ちょっと教えてもらいたいんです。旧処理場でそのまま引っ越しして、そのまま放置したまま、契約はそのままの状態で、なあなあで終わっているのか。その辺を教えていただきたいと思っているんですけれども。

〇 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまの垣花議員からの土地について、1236と1237ということで、2件の地主の方がいると思います。当時、昭和47年、座間味も同じなんですけれども、48年、建てた当時に土地の売買を終えたと。その年度がたしか昭和58年に売買契約を結んだということで我々のほうは認識しております。しかしながら、売買が終わった後、登記がされているかというのは、実は登記のほうを平成20年に調査しました。ところが登記がされていなくて、その際に、前任の退職された方にも、自宅へ行ってヒアリングを私やったところであります。阿嘉島は実は登記が未登記ということが判明して、実は同じく、同時に申請した座間味のほうにおいては登記が終えていたと。さらに売買契約書については、これはファイルにもあるということで確認はしておりましたが、またそれから詳細な調査を行っていないということで、もうしばらくお時間をいただいて、できるだけ、地主にお会いして状況の確認を、把握したいと考えております。

〇 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

〇 政策調整監(宮平真由美)

ただいま垣花太郎議員の税金の件ですが、税金が発生するとお伺いいたしましたので、その辺は係のほう へ確認いたしまして、返上させていただきたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

法務局のほうでちょっと調べてきたんですけれども、これもちゃんと地主になっていますので、この土地のほうですね。これだけ調べて、その方の名義になっていました。それはやっぱり本人が税金を納めているということでの話をちょっと、本当かなと思いまして、ちょっと調べてきたんですけれども、そういう形ですので、はっきり地主のほうは使用を、建物は建てていたんですけれども、その後の、役場の担当の方に20年前にもその話をしたらしいんですね、早く返してくれということで、再三言っているらしいんですけれども、それをいろんなこじつけでいまだに整理してもらえないというものが私のところに今回回ってきたものですから、ちょっと細かく調べてみたんですけれども。これもっと細かい、役場のほうで調べていただければ助かるんですけれども、ぜひお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(宮里祐司)

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

一総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまのお話ですが、村としても、やはり過去に購買したという認識はあったんですけれども、しっかりこの機会に精査をして、地主に対してしっかりとした村の方針をお示しして、話し合いも持って、解決させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

5番 垣花太郎議員。

〇 5番(垣花太郎議員)

わかりました。ありがとうございます。ぜひ早目にお願いしたいと思います。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(宮里祐司)

再開します。

1番 宮平清志議員。

〇 1番(宮平清志議員)

よろしくお願いします。まず、座間味幼稚園園舎について。関連していますので、2点まとめてお伺いします。3月議会で視察の際にも見ていただいたと思うんですけれども、いろいろと老朽化が進んで、壁が壊

れたりとあったんですけれども、エアコンが全部故障したままで、梅雨明けで厳しい暑さの中、取りつけがいまだに進んでいないようです。子供たちの体調管理を考えると、早急の対処が必要だと思います。予算はついていますけれども、その取りつけ予定日、具体的にいつになるのかお伺いしたいのと。あとは耐力度調査、これも具体的に日程が決まっていればあわせてお伺いします。

〇 議長(宮里祐司)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

宮平清志議員の質問お答えします。平成27年度予算において、座間味幼稚園エアコン取りつけ費、阿嘉幼稚園園舎シロアリ駆除費を修繕費で計上しております。しかしながら、阿嘉幼稚園の園舎のシロアリ駆除に予想以上の経費が膨らんだことから、本会議において補正予算を計上しております。本会議において補正予算が可決されれば、すぐにでも発注する予定にしております。

もう1点の耐力度調査に関しましては、今年度の7月、8月には契約を締結する予定であります。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

1番 宮平清志議員。

〇 1番(宮平清志議員)

このすぐというのは、発注かけてどれぐらいでできるものなんですか。

〇 議長(宮里祐司)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

見積もりはいただいております。しかし、随意契約になると思うんですけれども、3社見積もりが必要となりますので、3社見積もりをとった後に執行何等、そういった行政上の事務手続を踏まえて発注します。

〇 議長(宮里祐司)

1番 宮平清志議員。

〇 1番(宮平清志議員)

ちょっと私もそういう作業をやったことがないのでわからないんですけれども、これがすぐというのが1カ月後なのか、2カ月後なのか、大体なんですけれども、よく最近、子供が帰ってくると汗だくになって心配だというお母さんの意見もあって、職員の、教員の方からもいつになるのかと、かなり心配した感じで来るものですから、こちらもやっぱりすぐという答え方ができないものですから、ある程度、もし想定、一月ぐらいかかるとか、そういう感じがわかればお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

中村悟教育課長。

教育課長(中村 悟)

早急に実施したいと思います。できれば今月いっぱいにはやりたいと思うんですけれども、我々がやるものではありませんので、業者に発注して、業者がまた製品を発注して取り寄せをしますので、できる限りというふうにしか答えることができません。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

1番 宮平清志議員。

〇 1番(宮平清志議員)

ありがとうございます。御存じのとおり、奥まった場所にあって風通しがかなり悪いものですから、熱中

症などかなり心配なので、できるだけ早目によろしくお願いいたします。耐力度調査も7月か8月ということなので、一日も早く新しい庁舎ができるように取り組んでいただければと思います。

続きまして、座間味の東の船揚場の舗装について伺います。これは以前にも質問があったと思うんですけれども、その東側の船揚場の舗装がされていないため、車両のタイヤが砂利で滑って、それでいきなり船が下がっていくとか、タイヤがうまくはまらないというんですか。そういうのが不便で、危険も伴うため、早目に対処してほしいのですが、それが自主財源で対処できるのか伺います。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

ただいまの御質問にお答えします。座間味港東側の舗装については、これまでも幾度となく、県のほうへ要望してきました。ただ、港湾としての補助事業になじまないために実現していません。御質問にあります自主財源による整備についてですけれども、座間味港は県の管理ということで、まず村が単独でここを舗装していいかということを県と協議する必要がまずあると思います。それが可能となった時点で、実際の積算をして予算を担当しております総務・福祉課との調整が必要になってくるかとは思います。

〇 議長(宮里祐司)

1番 宮平清志議員。

〇 1番(宮平清志議員)

ありがとうございます。事故が起きてからでは遅いので、できるだけ早目の対処をよろしくお願いします。 私からは以上です。ありがとうございました。

〇 議長(宮里祐司)

進行します。7番 中村 勇議員。

7番(中村 勇議員)

こんにちは。私のほうからは1点、ちゅら島づくり条例についてということで質問したいと思います。平成26年10月1日の施行から半年余り経過しているんですけれども、その進捗状況についてお伺いします。よろしくお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまの中村勇議員の御質問についてお答えしたいと思います。昨年10月に実施しましたパトロールの後に、改善リストの一覧表を作成し、進捗管理を行っているところであります。その他の活動としまして、売店へのごみ箱設置を5件及び村内指定喫煙所として14カ所へ大型灰皿を設置いたしました。しかしながら、まだ周知が徹底して行き届いていないということもあって、高速船へのチラシの配置、歩きたばこ禁止のワンポイントのステッカーの掲示、ゴールデンウィークについては観光客向けに歩きたばこの禁止等の放送を実施してまいりました。特に歩きたばこに関しましては、オリジナルの携帯灰皿作成のためにこれまで補助を観光協会へ実施した経緯も、進捗もあります。また、今年度も周知徹底を図りながら、シーズン前に指導員によるパトロールを実施し、引き続き官民一体となった周知へ取り組んでいきたいと考えております。

〇 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

〇 7番 (中村 勇議員)

この経緯を話していただきましたけれども、この条例としては、国立公園にふさわしい、美しい村づくり

を推進するための事業者と及び村民で協力する村内環境美化の促進を図ることを目的としています。そこでいまだに自動車、船舶、粗大ごみ等が放置されている状況であります。この条例を見ますと、自動車等及び船舶等が放置されている場合においては、村長は撤去するよう告知することができるということでうたっていますので、ぜひ放置とかされているところに関しては現場へ行きまして、そのお話もしながら、告知もするという形にして、ぜひちゅら島づくりのために一生懸命皆さんも頑張って対策を何かやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇 議長(宮里祐司)

宫平壮一郎総務・福祉課長。

〇 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

確かにお話にありますとおり、我々としてはその違反を認めたときには、第3条の、まずは口頭での指導を行っております。しかしながら、数件、口頭指導に応じない方もいるというのは現実でございます。それで、特に阿嘉島におきましては廃車、そして廃家電についても我々も認識しておりますので、これについては全く意思表示をしていないということもありまして、条例に基づいて、いわゆる勧告、勧告後には、それでも応じない場合は命令ということも視野に入れて対応を図りたいと。強い、厳しい態度で臨んでいきたいということは考えております。

〇 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

〇 7番 (中村 勇議員)

わかりました。この目的を達成するために、前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願い します。以上、私のほうは終わりたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

進行します。6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

こんにちは。よろしくお願いします。5件ありますが、手短にやりたいと思います。第1に、フェリー建造についてですが、去る4月の臨時会において、フェリー建造の予算が可決されましたが、ちょっと聞き逃したというか、確認事項がありますので答弁をお願いします。17億円余の予算の中、多分一括交付金も活用すると思うのですが、予算の内訳ですね、事業費の補助金が幾らで、自己負担が幾らなのか、そしてそれに伴う返済計画というのも立てていると思うので、その辺をちょっとお伺いいたします。

〇 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

ただいまの中村秀克議員のフェリー建造についてお答えします。平成27年4月2日に、株式会社三浦造船所と18億1,980万円で契約を締結しています。補助金なんですけれども、県の補助単価、1トン当たり211万4,073円、うちのフェリーは650トンですから、それを掛けると13億7,414万7,450円となります。そのうち10分の9が補助金ですので、その13億7,414万、後ろの端数は切り捨てになりますから、それの10分の9ですね、これが12億3,673万2,000円の補助額となります。そのうち平成27年度に9億2,754万9,000円が平成27年度分の補助となっております。残りの3億918万3,000円が平成28年度の補助となります。残りの5億8,306万8,000円は起債の予定です。あと支払い方法については、第1回目、契約時なんですけれども、これが4億3,675万3,000円、これは24%の支払いです。2回目、起工時に4億3,675万3,000円となります。

第3回目、中間検査時に2億1,837万6,000円。4回目、1回目の進水時に2億7,997万円、2回目の進水時に9,090万円。最後、第5回目に、竣工、引き渡し後に3億6,396万円になっております。これが平成28年10月31日の引き渡しとなります。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

これはその5回目の引き渡しで全額出すということ。今までのフェリーとかクイーンとか、10年がかりで返済という形ではなくて、最後の3億6,000万円でほとんど全額返すということ。ということは、その2年間で返す形になりますか。起債の中で返すから、起債の返済は別ですよ。起債はまた何年かかけて返す。それもちょっと、済みません。

〇 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

起債に関しては、また建造が終わった後の支払いになります。 済みません。ちょっと今、この起債の資料を持っていないので、また後で、午後に報告します。

〇 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

それでは総務班のほうから、財政のほうからお答えしたいと思います。今回、起債の予定額が5億8,300万円あるということです。まず、この5億8,300万円のうち、半分の5割を交通事業債というのに充てます。残りの50%、5割を過疎債に充てることとなっております。これは非常に、過疎債を充てるという有利な予算となっております。かつ交通事業につきましては、たしか年々法律変わるんですけれども、5年据え置きの20年償還が基本だったのかなと。ただこれはあくまで最大の年数でして、これを10年に短縮したりとか、というのはうちの借り入れするときの条件で調整は可能だと聞いております。過疎債については、3年据え置き12年の返還となってきます。特殊債については、先ほど有利な予算ということで、この返した額の約7割は交付税ということで戻ることになっております。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。ありがとうございます。それで、その件が決まってから、新聞で、いわゆる村長が県からの交付金をもらいにいった情報もあったと、事業費の9割の9億…、おかしいなと思ったんですけれども、これは9億円というのは今年度分のあれなんですか。また次年度でその不足分が支給されるのかどうか。お願いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

済みません、お答えします。新聞に載っていたのは、記載がしっかりされていない部分がございました。まず9億2,000万円というのは今年度の補助金の交付額ですというのが1つです。それと9割の補助という話だったんですが、そういうことではなくて、トン当たりに、1トン当たり211万四千幾らという基本額がありまして、総トン数掛ける基本額がまず算出されまして、それの10分の9、いわゆる9割が補助

金ですという計算の仕方があるんですが、最初のトン数掛ける基本単価の211万円というのが抜けて新聞には書かれていたので、ちょっと表現がおかしくなっているんですが、実際のところはトン数掛ける補助基本額の211万円幾らで出てきた数字に対して10分の9は補助金を流しますということでありますので、ちょっと村分の書き方が間違っていたというのが事実であります。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。どうもありがとうございます。これはこれで、もうあれから2カ月ですけれども、あれから村長は造船場とか、進捗状況を伺う…、まだ2カ月ちょいですけれども、どれぐらい進んでいるのか、ちょっと早いんですが、お願いします。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

お答えします。5月に契約を終わりまして、もちろん早速設計の仕事には取り組んでいただいております。これまでの建造委員会での議論が非常に中身が濃かったこともありまして、図面を描くのは非常にやりやすい状況になっているのかなということが1つです。5月には、長崎のほうにいきまして、造船場は大分なんですが、水槽検査というものをしております。いわゆる船から、船の下、水面につかる部分の形で抵抗が変わってくると。その抵抗がより少なくなれば燃費もよく速い船がつくれるということなんですが、その試験を終わりまして、船の下の、船底の形はもう固まりました。それ以外に関しては、その後に造船場からこちらに来ていただいたことが1件あります。きょうから課長補佐の松田を含め、船長、機関長等々が出ておりまして、こちらで細かい機械の話とかというのをさせていただくということで、いろいろな、行ったり来たりで打ち合わせを、設計が始まる中で詳細を決めるに当たっての打ち合わせをさせていただいておりまして、8月になるかと思いますが、工事の起工式とあわせて着工。そして進水式が今のところ来年3月ぐらいじゃないかと。そして進水をさせて、4月に艤装工事が始まりまして、来年9月に海上運転で試験をする。それで10月中の引き渡し、回航。そして遅くても11月1日には就航ということになっております。以上ですが、またいろいろと、できるだけ早く仕事も終わらせたいという先方の話もありますので、また議会のたびに進捗状況に関しては御報告させていただければと思っております。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。ありがとうございます。一日も早い就航を待っております。ありがとうございます。

2点目ですが、離島学生宿舎という、仮称ですけれども、沖縄県離島児童生徒支援センターということで、この質問を出した翌日に阿嘉島で、県教育庁から説明会がありまして、ほとんどその中で大体聞いたのであまりあれなんですが、もう1月の開所の予定ということで、12月までには募集は始まるということを聞いて、阿嘉島での説明会もいろいろ関心を持った方が多くて、質問も大分やられて、非常に興味を持っているなということを感じました。聞くのは向こうで聞いたんですが、私も9月まで村長と一緒にかかわって、何回か自治会館で県の、やる気のない県教育庁の担当と村長が詰め寄って、そのおかげで…。あのときまではいわゆる南部地区の優先枠は絶対やらないということを、この間の説明会で1学年40名中20名の南部地区の優先枠とれたと、それは村長頑張ったなと思って、非常にうれしく思いますので、またこれから先、今度つくったら要望してきたときに、こっちからも生徒たちを送る立場でまたこれからも仕事があると思いま

すのでよろしくお願いします。回答は要りません。ほとんどこれで終わっていますので。

次ですね、ケラマ鹿の鹿柵についてなんですが、村道慶留間阿嘉線の、慶留間の場所に西崎、いわゆる集落から来て、阿嘉向けに来て最初にいる、海岸道路から橋を越えて浜からずっと鹿柵が20年、もっとそれ以上、設置されているんですが、長年のあれで、あそこは柵保護のための草刈り等も何もやられていなかったので、いろんなところで木に押し倒されたりとか、見えない部分もありますけれども、見える部分は非常に見苦しいと。最近は観光客がいて、レンタサイクルを借りたり、散歩がてらあの海岸をよく利用するお客さん、観光客も、島の人もジョギングしたり、ちょっと見た目に景観も、環境的にも悪くて修理しようにもやりようがないという状況なんですけれども、見える範囲のところ、私は撤去したほうがいいんじゃないかと思うんですが、教育委員会としてはいかがお考えでしょうか。

〇 議長(宮里祐司)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

お答えいたします。村道慶留間阿嘉線沿いに設置されている鹿柵は、国庫金を活用した天然記念物ケラマジカおよびその生息地天然記念物食害対策事業により整備されております。破損、倒壊の状況については、沖縄県教育庁文化財課への報告を済ませております。文化財課の意見といたしましては、天然記念物ケラマジカおよびその生息地天然記念物食害対策事業メニューで、鹿柵撤去のみの事業ができるかどうかを国の文化庁と調整する必要があるという答えをいただいて、今、そういう作業を進めております。撤去し、新たに整備することについては、以前に文化庁、県文化財課、座間味村間で慶留間地区の天然記念物ケラマジカおよびその生息地天然記念物食害対策事業は、畑を覆う方向で進められていると聞いています。このほうも、県とか国とかと調整して話を進めていきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

今、教育課長から答弁がありましたように、前に、慶留間はいわゆる山の中腹あたりでやっている鹿柵は意味がなさないからということで、耕作地のみということでやっていますので、今言っている指摘しているところも、もうほとんど役に立っていないんです。撤去だけでは、新たに設置ということは望まない、金はかからないほうがいいわけですから、見える範囲、歩いて、車でもいいし、見える範囲の撤去だけを、そんなに金がかからない方法でやってほしいと。今、阿嘉島もそうですけれども、集落から堂々と歩いて、最近は屋敷の中の畑まで荒らすようになっていますので、その辺はその辺でまた対策をしないといけないんですけれども、とりあえず今日の質問は、海岸沿いにあるちょっと見苦しい鹿柵をどうにかと。新たに設置は望みません、もうあそこはやってもやっても同じ状況になると思いますので、地盤が余りにも悪くて、基礎も打てないようなところで無理矢理入れて、そのまま新品のところから倒れてくるところもありますので、基礎材のセメントもむき出しのままやっている状態ですので、あそこは最初から無理があったんじゃないかなと我々は最初から思っていたんですが、今現在、やっぱりお客さん、観光客も多数訪れる中、ちょっと見苦しいという景観の問題、環境的にも悪いということで、新たな設置はやらなくて撤去という形でどうにか県と文化庁とも話を進めてもらえればと思います。これは以上です。

4番目、サバニレースについてでありますが、昨年、大城晃・金城善昇前議員からサバニレースについているいろ質疑があったと思うんですが、それについてどうなったのか。その後のことをお伺いいたします。まずは、金城善昇前議員が言っていたのは、那覇市が主催である。会長は那覇市長だということで、前は那覇市からもレースに対しての補助金があったのに、今はないという。これがどうなったのかということです

ね。大城晃前議員からは、長い15回の大会、ことしは16回になりますけれども、その収支に関しての報告、決算が何もないと。参加費を出して、お金の流れが全然つかめないのはどうなのかという質問だったんですけれども、その後の結果、調査したのかどうかをお伺いいたします。

〇 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

ただいまのサバニレースについて御説明します。その前に資料をちょっと…。大城晃前議員からの質問、決算について質疑があったということで報告します。これは前年度の決算書なんですけれども、項目と決算額の順で読み上げます。 1、出艇料、これが前回145万3,000円、2が委託金、これがゼロですね。 3は雑収入106円、4の繰越金26万4,979円、補助金200万円。これは座間味村からの一括交付金です。 6、預かり金、これが8万8,000円。収入の合計が380万6,085円。今度、支出の部、レース運営、決算が64万4,565円、表彰・パーティー経費150万3,666円、3、旅費11万4,876円、4、役務費117万960円、5、委託金ゼロ、6、雑費3万832円。歳出の合計が346万4,899円。収入の380万6,085円から支出の346万4,899円を差し引きますと、34万1,186円の翌年度への繰り越しとなります。これが前回の決算書になります。2枚目は、支出に関しての詳細になると思います。

次に金城善昇前議員から那覇市の補助金についての質疑にお答えします。これは那覇市の担当者に問い合わせたところ、那覇市の予算措置としては1回から5回大会まで30万円、6回から7回大会までが24万円、8回大会から23万2,000円を交付しております。その後、9回から現在に至っては補助金は交付していないということです。その理由として、過去の理由を確認してみると、第8回大会で行われた平成19年5月に、当時の那覇市の観光課長と座間味村の産業振興課長が調整を行っているようです。その際、那覇市の補助金の交付の根拠となる那覇市観光振興事業補助金交付要綱に基づき、検討した結果、同要綱の交付目的である観光振興という点から、レースへの参加者が県内からの参加者が多く、観光客、観光誘致といった観点から補助金の需要効果が高いと言えず、本市にとってのメリットが余り感じられないというやりとりがあったようです。これまで財政当局とのヒアリングで説明がしづらく、予算に苦慮していたこともあり、翌年度の9回大会から当補助金がなくなったという経緯です。以上が那覇市からの回答でした。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。決算書からなんですが、15回…、1回から14回までは年度ごとに残ってはいるんですか、書類のあれとして。

〇 議長(宮里祐司)

大城。忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

これは実行委員会で一応、ずっと決算書のほうは保管しています。

議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

これは補助金はやっぱり座間味村から受け取っているんですけれども、村の監査に付したことはありますでしょうか。

〇 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

〇 観光船舶班参事(大城 忍)

村内部の監査委員を2人立てて、一応決算の監査はさせております。済みません、村の監査ではやっていません。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

これが出せるんでしたら、毎年やる前の、ことし4月ですね、説明会とか、前日のパーティー前の艇長会議なんかですね、これは毎年度毎年度、本当は配るべきじゃないかなと。これ初めて見ます。私らも4回、5回ぐらいから出ていますけれども、初めて見ます。これをちゃんとこういう流れになっていますよというのを、やっぱり参加したチームにも示してほしいと思います。

それと那覇市の件なんですが、観光の何かに、いわゆる補助金の項目…。観光じゃなくて、主催者としてのあれはないのかという。主催者としての観点から補助金を出すという、協賛の座間味が200万円出しているのに。座間味村が中心にやっていることは間違いないんですけれども、那覇市もそれなりの主催者として市長の名前も会長ということで出していますので、その辺からどうにか取れるような、そうしたら運営も大分楽になると思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

〇 議長(宮里祐司)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

そうですね。主催は座間味村あるいは那覇市共催になっておりまして、那覇市長が会長で、私が副会長ということもありますので、できるだけ補助金が取れるように頑張っていきたいと思っております。今年度はもう予算が確定をしておりますので、両自治体ですね。今回の大会に関しては厳しいと思いますが、次年度以降、しっかりと働きかけをさせていただきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。ことしも28日、16回大会ありますので、村長また副会長として一所懸命応援のほうよろしくお願いします。我々も出ますので。サバニレースとしては以上です。

そして5番目、警察官派遣、いわゆる阿嘉島ですね。3月定例会でも質問しましたが、ことしの夏場の阿嘉島への警察官派遣、最低でも週末お願いしたいということを要望したんですが、那覇警察署との話し合いをやったのか。その結果はどうなのか、お伺いします。

議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務·福祉課長(宮平壮一郎)

じゃあ、この件につきましては私のほうから、中村秀克議員の御質問について行います。本年度の警察官要請については、まず村長による要請活動を考えておりまして、3月以降、要請活動においても、現在、日程の調整中であります。日程が調整つき次第、速やかに村長のほうが足を運んで要請活動、文書によるお願いをしていきたいと考えています。一応要請内容につきましては、夏休み期間中、いわゆる7月下旬から8月いっぱいまでの応援派遣について要請してまいりたいと考えております。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。夏場は観光客を入れると、多分阿嘉、慶留間で500人規模の人がいる。多いときは600人規模になると思いますので、やっぱり治安が非常に大事であります。警察官がいるのといないのとでは全然。特に若者の暴走が、いるといないのとでは全然見た目が違います。これは地元の子供たちにも教育上、悪い影響を与えると思いますので、その辺しっかりと警察官派遣を要望して、できれば平日も含めて、毎日交替制で。最初はそうやっていたものですから、やっていたからできないことはないと思うんです。いつの間にか週末になってしまったんですけれども、それを強く要望してお願いしたいと思います。以上で終わります。

〇 議長(宮里祐司)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(宮里祐司)

再開します。

これで一般質問を終わります。

日程第6. 議案第37号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)から議案第42号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの、提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

午後もよろしくお願いいたします。それでは説明させていただきます。

議案第37号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成27年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が、平成27年4月1 日から施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、 議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

条例第16号

座間味村税条例の一部を改正する条例

第1条 座間味村税条例(昭和47年座間味村条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))」(法人番号を有しないものにあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「及び二」を「及び工」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条第2項中「算定する。」の下に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例に よらないものとする。」を加える。

第36条の2第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、 同号の前に次の1号を加える。

1 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個 人番号をいう。)又は法人番号第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改め る。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第1項中「左の各号の1」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、「左に」を「次に」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」 に改める。

附則第9条の見出しとして「(個人の村民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、 同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、 当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第2項第2号」に改め、同条第3項中の「附則第15条第37項」を「附則第15条第2項第3号」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第 1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号で有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に 改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改 め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」 を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)及び第13条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」 に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条

の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円		
	6,900円	5,200円		
	10,800円	8,000円		
	3,800円	2,900円		
	5,000円	3,800円		

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」に改める。

(座間味村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中村税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円		
	6,900円	8,200円		
	10,800円	12,900円		
	3,800円	4,500円		
	5,000円	6,000円		

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及び第3号の規定は、 平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、 なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「村税条例」を「村税条例等」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中村税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定 公 布の日
 - (2) 第1条中村税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第2項の 規定 平成28年1月1日
 - (3) 第1条中村税条例第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに 附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第7項及び第6条の規定 平 成28年4月1日
 - (4) 第1条中村税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第3項及び第8項、第4条第2項、第5条第1項、第7条及び第8条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(村民税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成27年度以後の 年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度分までの個人の村民税については、なお従前の例 による。
- 2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成27年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第 1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、この条例の施行の日以後 に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について 適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村 民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

8 新条例第36条の2第9項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例 第36条の2第9項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第36条の2第9項の 規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の村税条例(以下「旧条例」という。)第63条の2第1項並びに第63条第3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の国定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第3 0項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第3 1項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の 固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の 8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の 年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定 の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書に ついて適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申 請書については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(村たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る村たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
 - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正
		する省令(平成27年総務省令第
		38号) 第1条の規定による改正
		前の地方税法施行規則(以下この
		節において「平成27年改正前の
		地方税法施行規則」という。)第
		48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行
		規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行
		規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の	平成27年改正前の地方税法施行
	2の2様式	規則第48号の5様式又は第48
		号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合に は村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合に は村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者等である場合に は村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の親税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税

率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに村長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税 法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新 条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この 場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の左欄 に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	村税条例等の一部を改正する条例
		(平成27年条例第12号。以下
		この条及び第2章第4節において
		「平成27年改正条例」とい
		う。)附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第
		5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第3	平成27年改正条例附則第6条第
	21条の8第22項及び第23項	6 項の納期限
	の申告書を除く。)、第98条第	
	1項若しくは第2項の申告書又は	
	第139条第1項の申告書でその	
	提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第	平成27年改正法附則第20条第
	34号の2の2様式	4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第
		6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第
		5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第
		6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該村たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により村長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3

級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項		
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準		
		用する同条第4項		
	平成28年5月2日	平成29年5月1日		
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日		
第7項の表以外の部分	第4項	第9項		
	から	、第5項及び		
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用		
		する同条第5項		
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準		
		用する同条第4項		
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用		
		する同条第5項		
第7項の表第101条第2項の	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用		
項		する同条第6項		
第8項	第4項	第9項		

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡 し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販 売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項				
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準				
		用する同条第4項				
	平成28年5月2日	平成30年5月1日				
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日				
第7項の表以外の部分	第4項	第11項				
	から	、第5項及び				
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用				
		する同条第6項				
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用				
		する同条第5項				
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用				
		する同条第6項				
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準				
		用する同条第4項				
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用				
		する同条第6項				
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用				
		する同条第5項				
第7項の表第101条第2項の	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用				
項		する同条第6項				
第8項	第4項	第11項				

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡 し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販 売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造た ばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもの とみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等とし て当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、 これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第12項		
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準		
		用する同条第4項		
	平成28年5月2日	平成31年4月30日		
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日		
第7項の表以外の部分	第4項	第13項		
	から	、第5項及び		
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用		
		する同条第5項		
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準		
		用する同条第4項		
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用		
		する同条第6項		
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用		
		する同条第5項		
第7項の表第101条第2項の	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用		
項		する同条第6項		
第8項	第4項	第13項		

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第38号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2 専決処分の内容 別紙のとおり

3 専決処分した日 平成27年3月31日

4 専決処分の理由 地方税法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集

する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める 必要がある。

別紙

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例(平成12年3月21日条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「51万円」を「52万円」に改める。

第2条第3項中「16万円」を「17万円」に改める。

第2条第4項中「14万円」を「16万円」に改める。

第15条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2項中「245,000円」を「26万円」に改め、同条第3項中「45万円」を「47万円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民 健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第39号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、座間味村手数料徴収条例(平成12年条例第13号)の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

屋外の広告物等における知事の権限に属する事務の移譲を受けたため、手数料条例に屋外広告物許可申請 手数料を追加する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

座間味村手数料徴収条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(33)屋外広告物許可申請手数料 別表第1のとおりとする。」を加え、別表第1を加える。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)

平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,455千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ1,987,526千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

	款						Į	頁			補正前の額	補	正	額	計
13	県	支	出	金							757, 661		19	, 272	776, 933
					2	県	補		助	金	715, 378		19	, 272	734, 650
16	繰	フ		金							35, 627		17	, 183	52, 810
					2	基	金	繰	入	金	35, 626		17	, 183	52, 809
			歳	入	合		計				1, 951, 071		36	, 455	1, 987, 526

歳 出 (単位:千円)

		款				項	Į			補正前の額	補	正額	計
2	総	務	費							546, 800		3, 432	550, 232
				1	総	務	管	理	費	516, 332		3, 324	519, 656
				2	微		税		費	12, 742		108	12, 850
4	衛	生	費							157, 125		7, 787	164, 912
				1	保	健	衛	生	費	87, 624		4, 208	91, 832
				2	清		掃		費	69, 501		3, 579	73, 080
6	農	林 水	産費							158, 866		3, 126	161, 992
				2	林		業		費	72, 991		3, 054	76, 045
				3	水	産		業	費	65, 940		72	66, 012
7	商	工	費							90, 624		△1, 091	89, 533
				1	商		工		費	90, 624		△1, 091	89, 533
8	土	木	費							339, 643		4, 195	343, 838
				2	道	路 橋	り	ょ	う費	250, 002		2, 884	252, 886
				6	住		宅		費	11, 053		1, 311	12, 364
9	消	防	費							110, 576		6, 022	116, 598
				1	消		防		費	110, 576		6, 022	116, 598
10	教	育	費							176, 669		12, 984	189, 653
				1	教	育	総	務	費	67, 032		11, 731	78, 763
				3	中	学		校	費	11, 479		753	12, 232
				4	幼	稚		園	費	22, 711		500	23, 211
		尿	遠 出	合		計				1, 951, 071		36, 455	1, 987, 526

議案第41号

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,208千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ102,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

		款				項		補正前の額	補 正 額	計
3	繰	入	金					62, 518	4, 208	66, 726
				1	繰	入	金	62, 518	4, 208	66, 726
		歳	入	合	計			98, 470	4, 208	102, 678

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		46, 748	4, 208	50, 956
	1 営 業 費	46, 748	4, 208	50, 956
歳 入	合 計	98, 470	4, 208	102, 678

議案第42号

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,790千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年6月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		款	項	補正前の額	補 正 額	計
6	村	債		28, 600	0	28, 600
			1 村 債	28, 600	0	28, 600
		歳 入	合 計	120, 790	0	120, 790

第2表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起債の目的	限度額			お生の七汁	利率	償還の方法	
たり ひ日的	補正前の額	補正額	計	起債の方法	利率	順座の万伝	
				(借入方法)	年6%以	償還期間は、措	
				証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30	
過疎対策事業債	14, 300	-14,300	0	証券発行によ	し、利率	年以内とする。	
				る。	見直し方	償還方法は、元	
					式で借り	利均等、元金均	
辺地対策事業債	0	14, 300	14, 300	(借入時期)	入れる資	等等による。	
				平成27年度。	金につい	ただし、財政の	
				ただし、事業	て、利率	都合により、措	
				その他の都合	の見直し	置期間中であっ	
				により、その	を行った	ても繰上償還、	
				一部又は全部	後におい	償還年限を変更	
				を後年後に繰	ては、当	し、又は借り換	
				り延べて起債	該見直し	えることができ	
				することがで	後の利	る。	
				きる。	率)		
計	14, 300	0	14, 300				

以上でございますが、詳細につきましては、去る全員協議会の中で御説明をさせていただきましたので、 説明のほうは省かせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮里祐司)

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第37号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 専決処分の承認について(座間味村税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第38号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 専決処分の承認について(座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第39号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第40号 平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

11ページ、教育委員会の電子黒板整備事業、前の説明会で1,500万円、5台でしたよね。1台当た り230万円ですね、約。そもそも電子黒板の概要を何か、どういうものに使えるとか、あまり詳しくわか らないので、電子黒板を導入する利点とか内容的なものが詳しくわからないものですから、大まかな内容説 明でいいですからお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

中村光男教育長。

〇 教育長(中村光男)

お答えします。電子黒板は、その電子黒板だけでは使いものになりません。ソフトが必要です。そのソフトもセットで使えるようになるわけです。今現在、各学校大型スクリーンが入っていますけれども、あの大型スクリーンもパソコンとつないで使えるわけです、画面が。それと似たようなもので、デジタル教科書というのがあります。それにぱっと切りかえたり、教科書をそのまま画面に表示され、それとつなぎ合わせてやるのでいろんな操作ができるようになる。そういうデジタル教科書とセットで、大型スクリーンを作って授業を進めるという仕組みになる。それを用いることによって、子供たちはさまざまな物を持ち出して見たこともないような動きをさせたりとかして感心を持ってそれから学力の向上につなげていこうというための、当面の予定であります。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

それじゃあ、映し出されたものにそれ専用のペンとか、先生方は字も書けるわけですか、画面に。じゃあ、 蛍光ペンみたいな機能もあったり、アンダーライン引いたりとか、そういうのもね。わかりました。ありが とうございます。以上です。

〇 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成27年度座間味村一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第41号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを 議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

7ページ、修繕費400万円のうち360万円の修繕費が入っているんですが、これは1つの大きな部品というか、単独なのか、小さいものが集まっての合計の値段でそうなっているのか。もし大きい、何かポンプとかそういうものであれば、どこのものか教えてもらいたいです。お願いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

お答えします。まず360万円の内訳は4カ所の修繕になります。一番大きなものが座間味の中継所のポンプの修繕ですね。2基あるうち1基にふぐあいがありますので、それで約170万円程度かかります。あとは阿嘉、慶留間地区の渇水に備えての新たな設置と修繕費です。まずは、阿嘉の橋の下にあります防火水槽の横にあるポンプ、ずっと故障しておりまして、通常、防火水槽は防火用に水をためておくんですが、渇水の際にはそれを砂防ダムへ送水するということで、まず、ためるためのポンプです。あとは万が一、フェリーから、那覇から運ぶとなった場合に備えまして、フェリーからの送水ができるようなポンプとかパイプとかの準備をしておくための経費です。あとは真謝にありますポンプの修繕も行います。以上、4点になっております。

〇 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

〇 6番(中村秀克議員)

わかりました。今、渇水などでフェリーからの送水ですね、阿嘉港のフェリーバンクの下に、フェリーからの水を受ける設備が、大きいパイプでやられていますが、今なくなっています。あれは台風等で破損してなくなったのか、水問題が解決したので撤去したのか、わかりますか。ちゃんと配管がされていたんですよ、フェリーから送水ができるように。多分、勇議員がよくわかると思うんですけれども、今なくなっていますよね、あれはちゃんと整備されていたんですけれども。だから台風とかで、波で壊れてそのまま撤去したのか。渇水がなくなっていらなくなったから撤去したのか、ちょっとよろしくお願いします。

〇 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

〇 産業振興課長(垣花 健)

どういう経緯で撤去されたのかは承知していないんですけれども、後で調べましてお答えしたいと思います。

〇 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号) については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第42号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13.報告第1号 平成26年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。 本案について村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

それではよろしくお願いいたします。

平成26年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

	項 事業名		羽左连	左の財源内訳						
款		事 業 名	金額	翌年度繰越額	既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	一放灯你
2	1	地域活性化・地域住民生活等	円	円	円	円	円	円	円	円
	総務管理費	緊急支援交付金事業(地方創生) 生)	31, 580, 000	31, 580, 000	0	18, 943, 000	0	0	12, 500, 000	137, 000
8	2	座間味阿佐線道路改良事業								
土木費	道路橋りょう費		262, 500, 000	179, 124, 000	0		143, 300, 000	17, 000, 000		18, 824, 000
8	6	公営住宅整備事業								
土木費	住宅費	公呂任七登脯事未	150, 075, 000	136, 467, 000	0		55, 869, 000	65, 000, 000		15, 598, 000
9	3	(一括) 慶留間・阿嘉地区避								
消防費	災害対策費	難路整備事業	80, 292, 000	65, 782, 000	0		52, 625, 000			13, 157, 000
10 教育費	3 中学校費	座間味中学校校舎改築工事	497, 823, 000	276, 391, 000	0	173, 710, 000		61, 400, 000		41, 281, 000
11	2	++	431, 020, 000	210, 001, 000		110, 110, 000		01, 100, 000		11, 201, 000
災害復旧費	公共土木施設 災害復旧費	村道慶留間阿嘉線災害復旧事業	78, 032, 000	46, 424, 000	0	33, 855, 000		10,000,000		2, 569, 000
	合	計	1, 100, 302, 000	735, 768, 000	0	226, 508, 000	251, 794, 000	153, 400, 000	12, 500, 000	91, 566, 000

平成27年6月15日

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

〇 議長(宮里祐司)

これで報告を終わります。

日程第14.発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第3号

平成27年6月15日

座間味村議会

議長宮里祐司殿

提出者 座間味村議会 議 員 宮 平 清 志 賛成者 座間味村議会 議 員 宮 平 譲 治

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が 推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが 喫緊の課題です。

そのためには、財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、教育的論議と国、都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も充分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、2005年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、2006年度から国の負担割合を「2分の1」から「3分の1」に削減しました。

現在においても義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きもあり、財源確保として国から地方への「一括交付金」「教育一括交付金」等の問題が十分に論議されておらず、解決しておりません。もし、義務教育費国庫負担制度が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多

くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが充分予想されます。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務 教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

そこで、貴議会におかれましては、国の関係機関に下記のような意見書を提出していただくよう要請いた します。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、 早急に国の負担を(2分1以上に)拡充するよう要請すること。
- 一、次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充できるよう要請すること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏ま えた教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月15日

沖縄県座間味村議会 議長 宮 里 祐 司

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 文部科学大臣 下 村 博 文 様 あて

これから発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意 見書については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 発議第4号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書についてを議題とします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号は、提案理由を省略することに決定しました。

平成27年6月15日

座間味村議会

議長宮里祐司殿

提出者 座間味村議会 議 員 宮 平 喜 文 賛成者 座間味村議会 議 員 垣 花 太 郎

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

厚生労働省は、2010年より任意接種の子宮頸がんワクチン(HPVワクチン)を「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」として公費負担で実施してきました。子宮頸がんの予防には、子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効であるとされ、2013年4月1日から、予防接種法による定期接種として同ワクチンの接種が実施されました。

その後、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことから、 同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないとしま した。

しかしながら、厚生労働省の勧告から今日まで、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、いまだ因果関係は解明されず、救済体制は進んでいません。その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ被害者が全国で声を挙げています。

2014年8月の厚生労働大臣の記者会見では、各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの 副反応報告が確実に行われること等が発表されました。したがって、国においては、これまでの子宮頸がん ワクチン接種後の副反応被害について調査し実態把握をすること。原因解明を急ぐとともに、ワクチン接種 後に日常生活に支障が生じている方々にたいして医療支援を実施することが急務であると考えます。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。
- 2 子宮頸がんワクチンを接種した方全員に対し、接種後の被害実態調査を実施すること。
- 3 ワクチン製薬会社にワクチンの成分の公表を促し、関係機関に働きかけて接種後の副反応被害への治療

法の確立を急ぐこと。

4 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、並びに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月15日

沖縄県座間味村議会 議長 宮 里 祐 司

宛先

 衆議院議長
 参議院議長

 内閣総理大臣
 厚生労働大臣

これから発議第4号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書についてを 採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を 求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 発議第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを議題とします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第5号

平成27年6月15日

座間味村議会

議長宮里祐司殿

提出者 座間味村議会 議 員 中 村 秀 克 賛成者 座間味村議会 議 員 中 村 勇

所得税法第56条の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は、所得税法第56条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と定められており、必要経費として認められません。

これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためでありますが、その場合は、配偶者で86万円、家族の場合で50万円が控除されることになるため、家族従業者はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも全く自立が困難な状況となっています。このため、家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっています。

一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため、同じ労働に対して大きな矛盾を生み出しています。

また、民法、労働法及び社会保障の観点から見た場合に、家族従業員の人権の保障上の問題も生じています。

そのため、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では「自家労賃は必要経費」として認めており、 近年、我が国でも見直しを求める機運が高まっています。

よって、政府におかれましては、所得税法第56条を早急に廃止するよう要請します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月15日

沖縄県座間味村議会 議長 宮里 祐司

あて先

内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣

衆議院議長参議院議長

これから発議第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会(午後1時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮里祐司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎